

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、別添のとおり当該監査の結果に関する報告書を公表する。

令和元年11月20日

高知県後期高齢者医療広域連合
代表監査委員 吉本 雅史

令和元年度定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

令和元年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外現金、後期高齢者医療事業運営基金、財政調整基金

2 監査の実施場所

高知県保健衛生総合庁舎 1階 中会議室

3 監査実施の年月日

令和元年11月20日

4 監査委員

吉本 雅史 寺村 晃幸

5 監査の手続き

この定期監査においては、広域連合議会、広域連合長及び選挙管理委員会から事前に提出された監査資料をもとに、監査の対象となった一般会計、特別会計、歳入歳出外現金、後期高齢者医療事業運営基金及び財政調整基金の出納事務について監査を実施した。

監査においては、(1)計数は正確であるか、(2)予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に執行されているか、(3)収入支出に関する事務は、関係法規に準拠して適正に処理されているか、(4)財産の取得、管理及び処分は、適正に行われているか等に留意し、証拠書類その他関係書類との照合及び必要と認める実地監査の手続きによって、厳正な監査を実施した。

第2 監査の結果

各関係帳簿及び証拠書類について計数審査を行い、預金通帳と照合した結果、一般会計、特別会計、歳入歳出外現金、基金とも誤りはなく、適正に処理されていることを確認した。

また、予算の執行状況及び財産の管理状況についても、各関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、適正な執行及び管理が行われていることが認められた。

以上のことから、高知県後期高齢者医療広域連合における財務に係る事務の執行及び事業の執行は適正に行われていると認められる。